

引上げ分の地方消費税収の使途について（令和7年度当初予算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	30,882	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	457,532	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の使途および財源内訳】 単位：千円

使 途	経 費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社 会 福 祉 費	221,393	57,098	44,401	8,404	7,525	103,965
高 齢 者 福 祉 費	173,545	3,418	14,554	9,155	9,883	136,535
児 童 福 祉 費	187,165	39,391	13,488	10,205	8,375	115,706
保 健 衛 生 費	77,312	145	362	17,532	4,001	55,272
公 債 費	213				14	199
共 済 費	16,057				1,084	14,973
合 計	675,685	100,052	72,805	45,296	30,882	426,650
	特定・一般財源計	218,153			457,532	